

公益財団法人
大阪府都市整備
推進センター
からのご案内です

密集市街地 感震ブレーカー設置支援

地震による電気火災対策
に効果的な

感震ブレーカーの設置に 助成します

※右のQRコードから内閣府の「大規模地震時における電気火災対策編 全体版」を視聴できます。

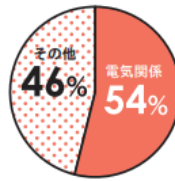


令和7年度で
助成が
終了します！



ご存じですか？
地震による火災の過半数は
電気が原因という事実。

東日本大震災
における火災
の発生原因



※「感震ブレーカー」は、設定値以上の揺れの地震を感知した時に、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具です。
※不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に、電気火災を防止する有効な手段です。

対象区域

下記の住宅市街地総合整備事業区域内

- 堺市/新湊地区 ●豊中市/庄内地区・豊南町地区
- 守口市/東部地区・大日・八雲東町地区（八雲東町2丁目の高度利用地区内は除く）
- 門真市/北部地区 ●寝屋川市/萱島東地区・池田・大利地区・香里地区
- 東大阪市/若江・岩田・瓜生堂地区
- 大阪市の一部/住宅市街地総合整備事業区域内の指定された町丁目に限定

*対象物件が区域内にあるか不明な場合は当センターホームページでご確認いただくか、お気軽にお問い合わせください

助成要件・助成金額

【助成金額】

購入費・設置費の金額以内で**2千円/個**を限度

【助成対象】

密集市街地内の自治会等^{※1}で、加入世帯の概ね5割以上の世帯へ設置する活動

- ◆助成決定日から6カ月以内に設置の完了が必要です（年度内）
- ◆耐火性能を有する共同住宅棟のみでの購入・設置は除く

◆感震ブレーカーの一例^{※2}



（おもり玉式）



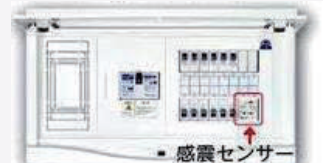
（パネ式）



（電池式）



コンセントタイプ



分電盤タイプ

※1 対象区域内で活動を行う自治会やまちづくり協議会、自主防災会等で地域住民10人以上で構成されていること

※2 （一社）日本配信システム工業会の自主規格に基づく認証を有するもの、あるいは（一財）日本消防設備安全センターの推奨証が交付されているものが助成対象です

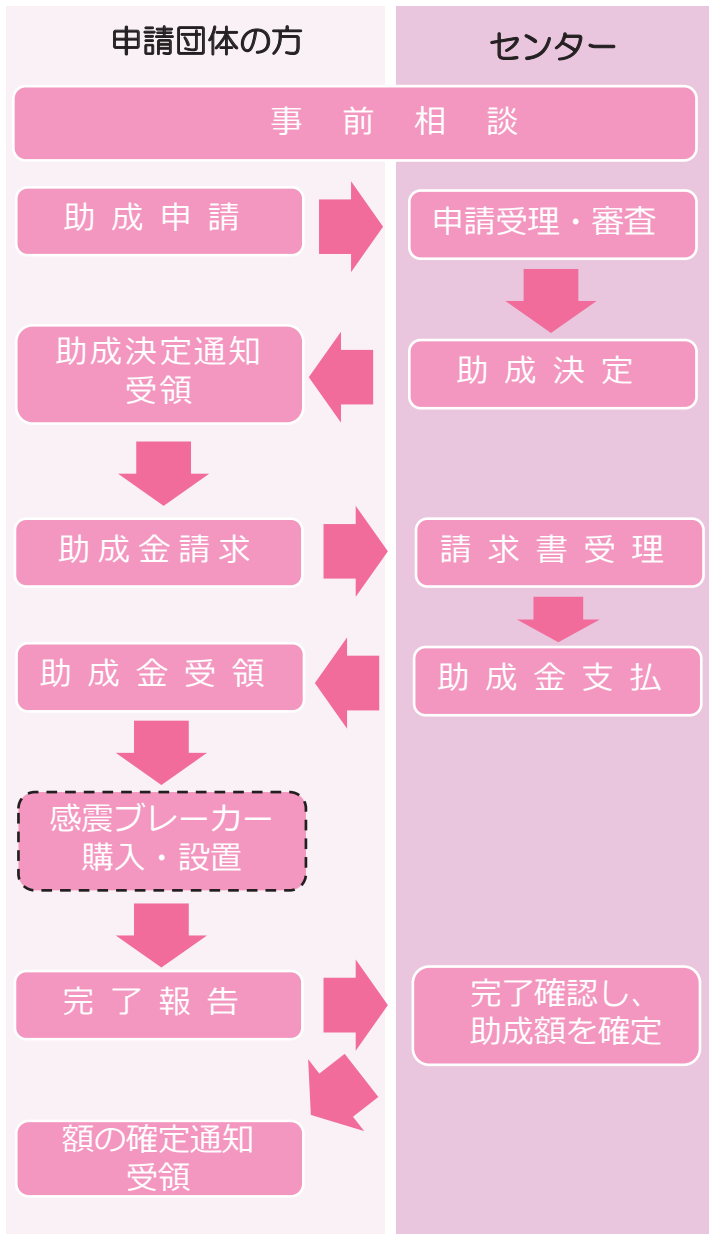
※2



感震ブレーカー等の性能評価を行う団体及び製品に付される認証マーク

★令和7年度までに限定した助成です。今後、助成の内容が変更になる場合があります★

助成手続き



QA

Q 地域の自治会等が助成対象区域外を含んでいる場合は、助成対象となりますか

A 助成対象区域内の範囲を原則としますが、助成対象区域外にも及んでいる場合も、同一の自治会等である場合は連続性・一体性を勘案し、柔軟に対応します。

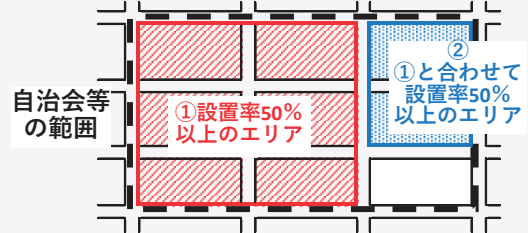
Q 密集エリア内の自治会等で加入世帯の概ね50%以上の設置率が必要とされていますが、自治会等全体で50%に満たない場合は申請できませんか

A 自治会等全体で50%に満たない場合でも、自治会等の中で道路で囲まれる範囲で50%を超えているブロックがあれば、ブロック単位で助成対象にします。

[例]・最初の申請：①で設置率50%以上

・2回目の申請：①+②で設置率50%以上

・①の追加も対象とする。



Q 感震ブレーカーの設置確認はありますか

A 申請団体で確認をお願いします。後日、センターからも設置検査を行います。

※具体的な要件についてはお問い合わせください

<その他の地域活動支援>

センターでは、以下のような自治会等の活動にも支援・助成しています

【まちづくり活動支援】

密集市街地を災害等に強く住みよいまちにするための次の活動を支援します

- ・面整備・道路整備・公園整備等の「まちの形づくり」をめざした活動
- ・防犯・防災・バリアフリーなどの「安全・安心なまちづくり」をめざした活動等

【空き地コモンズ整備支援】

広場や緑地等、地域住民のための共用スペースとして土地等を活用する際の整備費・改修費・管理費の一部を助成します

<お問い合わせ先>

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター 密集市街地対策課

〒541-0053大阪府中央区本町1丁目8番12号オーク堺筋本町ビル10階

☎ 06-6262-7713 fax: 06-6262-7722

Eメール: omsk@toshiseibi.org ホームページ: <https://www.toshiseibi.org>